

台風10号の接近に伴う失業認定日の取扱いについて

台風の影響により、失業認定日に電車の運行中止などで交通手段がなく、ハローワークへの来所が困難な場合、または気象庁等が以下の情報を発表している場合は、やむを得ない理由により出頭できないものと判断し、認定日が変更できます。

- ・特別警報（大雨・暴風等）
- ・土砂災害警戒情報
- ・暴風警報（気象庁）
- ・緊急安全確保、避難指示、避難勧告

上記理由により認定日変更を希望される場合は、台風通過後にご来所ください。来所された日に認定日を変更いたします。（口座への振込みは、来所された日から土・日・祝日を除き4～5日後となります）

事前連絡や証明書類の提出は不要ですので、雇用保険給付窓口にお申し出ください。認定日変更の期限は次の認定日の前日までです。

（ご来所いただかないと認定日変更の手続きが完了せず、基本手当のお支払いを進めることが出来ませんので、1～2週間以内にご来所ください。）

なお、認定時間については、認定日当日の開庁時間中（8：30～17：15）であれば変更可能です（事前連絡・証明書類不要）。

令和6年8月29日 ハローワーク岸和田 雇用保険課 審査給付係 電話番号 072-431-5541（11＃）
